

竹島問題研究会（第2期）設置要綱

（設置）

第1条 竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、竹島問題研究会（第2期）（以下「研究会」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 研究会は、次に掲げる研究活動を行う。

- 一、竹島問題について客観的な研究
- 二、研究成果のとりまとめと県内外への発信
- 三、竹島問題啓発資料の作成
- 四、その他研究会が必要と認める活動

（研究委員）

第3条 研究会の委員は別表のとおりとする。

（組織）

第4条 研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2、座長は研究会を総理する。
- 3、研究会の会議は、座長が招集し、議長となる。
- 4、研究会に座長を補佐するため、副座長を置く。副座長は、座長が指名する。

（庶務）

第5条 研究会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（運営）

第6条 研究会の運営は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別表

伊藤 博敏	出雲市立高浜幼稚園園長
内田 文恵	松江市教育委員会文化財課嘱託
岡 宏三	島根県教育委員会文化財課専門研究員
佐々木 茂	島根県立松江東高等学校教諭
下條 正男	拓殖大学国際学部教授
杉原 隆	島根県竹島研究顧問
常角 敏	隠岐の島町立布施中学校教頭
中野 徹也	関西大学法学部准教授
福原 裕二	島根県立大学総合政策学部准教授
藤井 賢二	姫路市立姫路高等学校教諭
升田 優	島根県監査委員事務局局長
山口 修司	出雲市立伊野小学校校長
山崎 佳子	民間会社社員
板倉富士夫	島根県教育委員会義務教育課指導主事
藤原 弘	島根県総務部総務課課長

